

## 和歌山市下水排除基準

工場・事業場が公共下水道を利用する際には、下水の水質が排除基準に適合していなければなりません。

基準を超える場合には、除害施設を設置するなど必要な措置をとる必要があります。

下水排除基準は次のとおりです。

### 公共下水道への排除基準（中央・和歌川処理区）

対象者		特定事業場		その他の工場・事業場	
		排水量			
		50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満		
対象物質及び項目					
有害物質	1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/l以下		0.03mg/l以下
	2	シアン化合物	0.5mg/l以下		0.5mg/l以下
	3	有機燐化合物	0.5mg/l以下		0.5mg/l以下
	4	鉛及びその化合物	0.1mg/l以下		0.1mg/l以下
	5	六価クロム化合物	0.2mg/l以下		0.2mg/l以下
	6	砒素及びその化合物	0.1mg/l以下		0.1mg/l以下
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l以下		0.005mg/l以下
	8	アルキル水銀化合物	検出されないこと		検出されないこと
	9	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003mg/l以下		0.003mg/l以下
	10	トリクロロエチレン	0.1mg/l以下		0.1mg/l以下
	11	テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下		0.1mg/l以下
	12	ジクロロメタン	0.2mg/l以下		0.2mg/l以下
	13	四塩化炭素	0.02mg/l以下		0.02mg/l以下
	14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下		0.04mg/l以下
	15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/l以下		1mg/l以下
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下		0.4mg/l以下
	17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l以下		3mg/l以下
	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下		0.06mg/l以下
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l以下		0.02mg/l以下
	20	チウラム	0.06mg/l以下		0.06mg/l以下
	21	シマジン	0.03mg/l以下		0.03mg/l以下
	22	チオベンカルブ	0.2mg/l以下		0.2mg/l以下
	23	ベンゼン	0.1mg/l以下		0.1mg/l以下
	24	セレン及びその化合物	0.1mg/l以下		0.1mg/l以下
	25	ほう素及びその化合物	10mg/l以下		10mg/l以下
	26	ふっ素及びその化合物	8mg/l以下		8mg/l以下
	27	1,4-ジオキサン	0.5mg/l以下		0.5mg/l以下
環境項目等	28	フェノール類	5mg/l以下	5mg/l以下	5mg/l以下
	29	銅及びその化合物	3mg/l以下	3mg/l以下	3mg/l以下
	30	亜鉛及びその化合物	2mg/l以下	2mg/l以下	2mg/l以下
	31	鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/l以下	10mg/l以下	10mg/l以下
	32	マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/l以下	10mg/l以下	10mg/l以下
	33	クロム及びその化合物	2mg/l以下	2mg/l以下	2mg/l以下
	34	ダイオキシン類	10pg/l以下		10pg/l以下
	35	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/l未満		380mg/l未満
	36	水素イオン濃度（pH）	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
	37	生物学的酸素要求量（BOD）	600mg/l未満	600mg/l未満	600mg/l未満
等	38	浮遊物質（SS）	600mg/l未満	600mg/l未満	600mg/l未満
	39	ノルマルヘキサン 鉱油類含有量	5mg/l以下	5mg/l以下	5mg/l以下
		抽出物質含有量 動植物油脂類含有量	30mg/l以下	30mg/l以下	30mg/l以下
	40	窒素含有量	240mg/l未満	240mg/l未満	240mg/l未満
	41	燐含有量	32mg/l未満	32mg/l未満	32mg/l未満
	42	温度	45℃未満		45℃未満
	43	沃素消費量	220mg/l未満		220mg/l未満
	44	* 着色度	日間平均80以下 最大120以下		—
45	* 残留塩素	2mg/l以下		—	

1. 太枠内は、直罰対象の排除基準を示す。

2. \*の基準については、和歌山市排出水の色等規制条例別表第1に定める施設を設置している工場・事業場について適用する。

公共下水道への排除基準（北部処理区）

対象者	特定事業場		その他の工場・事業場	
	排水量			
	50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満		
対象物質及び項目				
有害物質	1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/l以下	0.03mg/l以下
	2	シアン化合物	0.5mg/l以下	0.5mg/l以下
	3	有機燐化合物	0.5mg/l以下	0.5mg/l以下
	4	鉛及びその化合物	0.1mg/l以下	0.1mg/l以下
	5	六価クロム化合物	0.2mg/l以下	0.2mg/l以下
	6	砒素及びその化合物	0.1mg/l以下	0.1mg/l以下
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l以下	0.005mg/l以下
	8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
	9	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003mg/l以下	0.003mg/l以下
	10	トリクロロエチレン	0.1mg/l以下	0.1mg/l以下
	11	テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下	0.1mg/l以下
	12	ジクロロメタン	0.2mg/l以下	0.2mg/l以下
	13	四塩化炭素	0.02mg/l以下	0.02mg/l以下
	14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下	0.04mg/l以下
	15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/l以下	1mg/l以下
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下	0.4mg/l以下
	17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l以下	3mg/l以下
	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下	0.06mg/l以下
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l以下	0.02mg/l以下
	20	チウラム	0.06mg/l以下	0.06mg/l以下
	21	シマジン	0.03mg/l以下	0.03mg/l以下
	22	チオベンカルブ	0.2mg/l以下	0.2mg/l以下
	23	ベンゼン	0.1mg/l以下	0.1mg/l以下
	24	セレン及びその化合物	0.1mg/l以下	0.1mg/l以下
	25	ほう素及びその化合物	230mg/l以下	230mg/l以下
	26	ふっ素及びその化合物	15mg/l以下	15mg/l以下
	27	1,4-ジオキサン	0.5mg/l以下	0.5mg/l以下
環境項目等	28	フェノール類	1mg/l以下 (5mg/l以下)	1mg/l以下
	29	銅及びその化合物	1mg/l以下 (3mg/l以下)	1mg/l以下
	30	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下 (2mg/l以下)	1mg/l以下
	31	鉄及びその化合物（溶解性）	5mg/l以下 (10mg/l以下)	5mg/l以下
	32	マンガン及びその化合物（溶解性）	5mg/l以下 (10mg/l以下)	5mg/l以下
	33	クロム及びその化合物	1mg/l以下 (2mg/l以下)	1mg/l以下
	34	ダイオキシン類	10pg/l以下	10pg/l以下
	35	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380mg/l未満	380mg/l未満
	36	水素イオン濃度（pH）	5を超え9未満	5を超え9未満
	37	生物化学的酸素要求量（BOD）	600mg/l未満	600mg/l未満
項目等	38	浮遊物質（SS）	600mg/l未満	600mg/l未満
	39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5mg/l以下	5mg/l以下
		動植物油脂類含有量	30mg/l以下	30mg/l以下
	40	窒素含有量	240mg/l未満	240mg/l未満
	41	燐含有量	32mg/l未満	32mg/l未満
	42	温度	45℃未満	45℃未満
	43	沃素消費量	220mg/l未満	220mg/l未満
	44	* 着色度	日間平均80以下 最大120以下	—
45	* 残留塩素	2mg/l以下	—	

1. 環境項目等の（ ）内の数値は、1日当たり平均排水量が50m<sup>3</sup>以上500m<sup>3</sup>未満の事業場に適用する。
2. 太枠内は、直罰対象の排除基準を示す。
3. \*の基準については、和歌山市排水の色等規制条例別表第1に定める施設を設置している工場・事業場について適用する。